



山形県公報

平成28年12月21日 (水)

号 外 (39)

目 次

告 示

○知事指定薬物の指定…………… (健康福祉企画課) …… 1

告 示

山形県告示第1031号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例 (平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。) 第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成28年12月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 知事指定薬物の名称

- (1) メチル=2- [1- (シクロヘキシルメチル) -1H-インドール-3-カルボキサミド] -3-メチルブタノアート (通称名AMB-CHMICA、MMB-CHMICA) 及びその塩類
- (2) 2- (4-エトキシ-3,5-ジメトキシフェニル) エタンアミン (通称名Escaline) 及びその塩類
- (3) N- (1-フェネチルピペリジン-4-イル) -N-フェニルフラン-2-カルボキサミド (通称名Furanylfentanyl、Fu-F) 及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

3 指定の効力が生ずる日

平成28年12月22日

平成28年12月21日印刷 発行所 山 形 県 庁
平成28年12月21日発行 発行人 山 形 県